

専門試験（記述式）

【学芸員〈考古学〉】

問1～問3の選択問題の中から2問を選択し、解答しなさい。また、問4の必須問題を解答しなさい。問1～問3については、1枚目と2枚目の解答用紙に、選択した問題番号を必ず記入のうえ解答しなさい。問4については、3枚目の解答用紙に解答しなさい。

【選択問題】

<問1>

平成30年第196回国会において「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成31年4月1日から施行されるその要点を挙げ、文化庁が説明する改正の意図するところについて、400字程度で説明しなさい。

<問2>

文化庁が認定する日本遺産について、世界遺産や指定文化財との違いを含めてその要点を示し、認定により期待される効果を400字程度で説明しなさい。

<問3>

全国的視野から須恵器の出現、消長の様子について、陶邑窯跡群の様相を含めて400字程度で説明しなさい。

【必須問題】

<問4>

百舌鳥古墳群について情報発信を行うにあたり、地方公共団体の学芸員として、地域の視点（府市レベルの地域史的視点）、全国的視点（日本史的視点を含む）、さらにグローバルな視点に有効と考える手段をそれぞれ挙げて、今後さらなる充実が求められると思われる方策についてその充実化をどう図るか、あなたの考えを800字程度で述べなさい。